

## 世界遺産登録15周年記念事業キャッヂコピー及びロゴマークの 使用等に関する要綱

### (目的)

第1 この要綱は、世界遺産登録15周年記念実行委員会（以下「実行委員会」という。）が世界遺産登録15周年という節目において、地域の誇りや一体感の醸成を図り、国内外へ広く情報発信することを目的に作成した世界遺産登録15周年記念事業キャッヂコピー及びロゴマーク（以下「ロゴマーク等」という。）の使用について必要な事項を定めることにより、ロゴマーク等の有効活用を図ることを目的とする。

### (ロゴマーク等)

第2 ロゴマーク等は、原則として別図のとおりとする。

- 2 ロゴマーク等に関する一切の権利は、実行委員会に帰属する。
- 3 ロゴマーク等の意匠について、形状及び色の変更は認めない。
- 4 ロゴマーク等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用できない。
  - (1) 平泉の文化遺産の品位を傷つけるとき又はおそれのある場合。
  - (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある場合
  - (3) ロゴマーク等の趣旨に反するおそれがある場合
  - (4) 特定の政治、思想及び宗教の活動に利用するおそれがある場合
  - (5) 特定の個人、団体等の売名に使用、又はそのおそれがある場合
  - (6) ロゴマーク等自体を自己の商品として独占的に使用するおそれがある場合
  - (7) ロゴマーク等を利用した商品として販売、又は商品広告等に使用する場合
  - (8) 自己の商標、意匠等として独占的に使用するおそれがある場合
  - (9) 実行委員会が実施する事業を妨げ、又はそのおそれがある場合
  - (10) ロゴマーク等を使用する者（以下「使用者」という。）又は、使用者が法人、団体等の場合はその役員（相当の責任の地位にある者を含む。）が、平泉町暴力団排除条例（平成27年平泉町条例第16号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団員等と密接な関係を有する者に該当する場合
  - (11) 前各号に掲げるもののほか、会長が使用を不適当と認める場合

### (使用の申請)

第3 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要書類を添えて、会長に提出し、その承認

を受けなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項に規定する申請書の提出を省略することができる。
- (1) 実行委員会の構成団体（構成団体の会員を含む）が使用する場合
  - (2) 国又は地方公共団体が施策の推進を目的として使用する場合
  - (3) 報道機関が報道の目的で使用する場合
  - (4) 個人が、著作権法（昭和45年法律第48号）第30条に規定する私的使用の範囲内で使用する場合
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、会長が特に認める場合  
(使用の承認及び不承認)

第4 会長は、第3の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、使用の可否を世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等使用承認（不承認）通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の規定により使用を承認する場合において、必要な条件を付すことができる。  
(使用の変更)

第5 使用の承認を受けた者は、承認を受けた事項を変更しようとするときは、世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等使用変更承認申請書（様式第3号）に変更に係る書類を添えて、会長に申請するものとする。

- 2 会長は、前項の規定による変更申請があったときは、その内容を審査し、承認の可否を決定し、世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等使用変更承認（不承認）通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。  
(使用の開始報告)

第6 使用の承認を受けた者は、ロゴマーク等の使用を開始するときは、使用を開始する日から起算して3日前までに、世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等使用報告書（様式第5号）に必要書類を添えて、会長に報告するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7 使用者は、第4第2項に規定する条件及び次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 申請に基づき承認された用途以外には使用しないこと。
- (2) 使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(3) 意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利を設定又は登録しないこと。

(使用の期間)

第8 ロゴマーク等を使用できる期間は、当該使用を承認した日の属する年度の末日までとする。なお、更新の場合も同様とする。

(使用料)

第9 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

(違反者等に対する取扱い)

第10 会長は、使用者がこの告示その他法令に違反したときは、ロゴマーク等の使用の差止めその他の必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。

- 2 会長は、使用者が虚偽その他不正の手段により使用承認を受けたときは、承認を取り消すことができる。
- 3 会長は、前項の規定により承認を取り消すときは、世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等使用承認取消通知書（様式第6号）により使用者に通知するとともに、使用物件の回収を求めることができる。
- 4 前各項に掲げるもののほか、会長が使用を不適当と認めた場合は、請求等及び使用物件の回収を求めることができる。

(使用に起因する問題)

第11 使用者は、ロゴマーク等の使用に起因する問題が生じたときは、使用者の責任をもって速やかに対処するものとし、会長は次に掲げるものについて、一切の責任を負わないものとする。

- (1) 第10の規定による請求等、承認の取消し及び使用物件の回収その他ロゴマーク等の使用に関して使用者に生じた損害又は損失
  - (2) 使用者がロゴマーク等の使用によって第三者に対して与えた損害又は損失
- 2 使用者は、ロゴマーク等の使用に起因する問題により実行委員会に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年11月18日から施行する。

別図（第2関係）

① いにしえの平和の祈り 未来につむぐ平泉

② いにしえの平和の祈り 未来につむぐ平泉

③ いにしえの平和の祈り  
未来につむぐ平泉

④ いにしえの平和の祈り  
未来につむぐ平泉

⑤

⑥

⑦

⑧

いにしえの平和の祈り 未来につむぐ平泉

いにしえの平和の祈り 未来につむぐ平泉

いにしえの平和の祈り

未来につむぐ平泉

いにしえの平和の祈り

未来につむぐ平泉

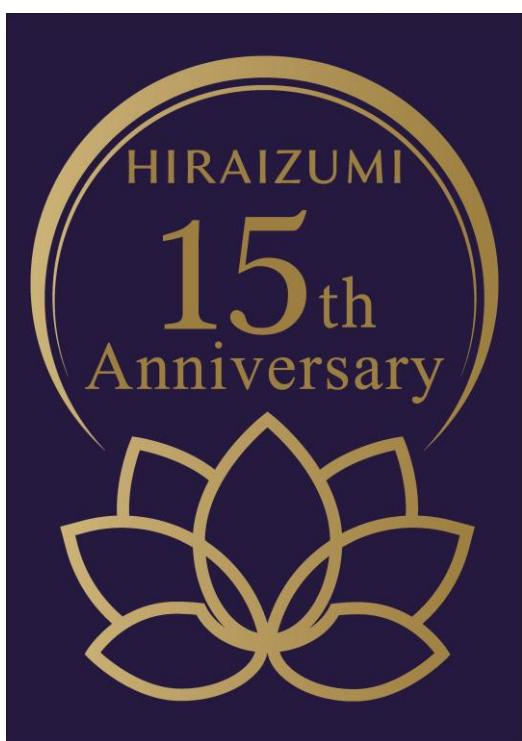
⑨



⑩



⑪



様式第1号（第3関係）

年　月　日

世界遺産登録15周年記念事業実行委員会  
会長 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者名

世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等使用承認申請書

世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等を使用したいので、世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等の使用等に関する要綱第3の規定により、下記のとおり申請します。

なお、平泉町暴力団排除条例第2条に定める暴力団又は暴力団員に關係していないことを誓約します。

記

申請区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 更新
使用するロゴマーク等	
使用目的	
使用方法・内容	※製作物がある場合は数量も記載
使用希望期間	年　月　日から　年　月　日まで
連絡先	担当者名
	電話番号
	E-mail

添付書類

- 申請者の概要が分かる資料
- 使用内容や製作物の概要が分かる資料又は見本

様式第2号（第4関係）

年　月　日

様

世界遺産登録15周年記念事業実行委員会  
会長 印

世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等使用承認（不承認）通知書

年　月　日付けで申請のあった世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等の使用は、世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等の使用等に関する要綱第4の規定により、下記のとおり使用を承認（不承認）しますので通知します。

記

1 承認内容

使用を許可するロゴマーク等	
使用目的	
使用方法・内容	
使用承認期間	年　月　日から　年　月　日まで

2 承認条件

- (1) 上記の承認内容の範囲内でのみ使用すること。
- (2) 世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等の使用等に関する要綱を遵守すること。
- (3) 使用承認によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマーク等について、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利を設定又は登録しないこと。

3 不承認の理由（不承認の場合のみ）

様式第3号（第5関係）

年　月　日

世界遺産登録15周年記念事業実行委員会

会長 様

申請者 住 所

名 称

代表者名

世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等使用変更承認申請書

年　月　日付けで承認を受けた内容について、下記のとおり変更したいので、世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等の使用等に関する要綱第5の規定により、申請します。

記

使 用 目 的						
使 用 期 間	年　月　日から			年　月　日まで		
変 更 内 容						
変 更 後 の 使用方法・内容						
連 絡 先	担 当 者 名					
	電 話 番 号					
	E - m a i l					

添付書類

- ・変更後の使用内容や制作物の概要が分かる資料又は見本

様式第4号（第5関係）

第 号  
年 月 日

様

世界遺産登録15周年記念事業実行委員会

会長

印

世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等使用変更承認（不承認）通知書

年 月 日付けで変更申請のあった世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等の使用について、世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等の使用等に関する要綱第5の規定により、下記のとおり使用を承認（不承認）しますので通知します。

記

1 変更承認内容

使 用 目 的	
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
変 更 内 容	
変 更 後 の 使用方法・内容	

2 不承認の理由（不承認の場合のみ）

様式第5号（第6関係）

年　月　日

世界遺産登録15周年記念事業実行委員会  
会長 様

申請者 住 所  
名 称  
代表者名

世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等使用報告書  
年　月　日付けで承認を受けた世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等の使用を下記のとおり開始するので、世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等の使用等に関する要綱第6の規定により、報告します。

記

使 用 目 的	
使用方法・内容	
使 用 開 始 日	年　月　日

添付書類

- ・使用の状況が分かる資料、写真等

様式第6号（第10関係）

年　　月　　日

様

世界遺産登録15周年記念事業実行委員会

会長

印

世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等使用承認取消通知書

年　　月　　日付けで承認した世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等の使用について、世界遺産登録15周年記念事業ロゴマーク等の使用等に関する要綱第10の規定により、下記のとおり使用の承認を取り消しましたので通知します。

記

承認取消の理由